する。そのうち、第四、第五は雜誌「歴史と地理」に連載されたのであるが、この本文に約百頁に及ぶ註記と、三十通の史料、更に參考文獻、使節の肖像畫、使節旅程表を附せられてゐる。諸所に挿入せられた八十葉の圖版、各節に組込まれたる著者自筆のスケッチ、參考圖の多數は、流麗なる文と相俟ち四六版、四百六十餘頁の大冊の讀了に些かの倦怠を覺えしめず、精細に、而も興味の中に理解に導くであらう。

使節の踏破の地はみな宗教と美術の淵叢であつた。使節の接觸せるフエリペ二世、グレゴリヨ十三世、シスト五世みな世界史上著名の人物である。年若く、感受せられ易き使節等によつて我國文化に齎らされたであらう直接、間接の、精神的、物質的の影響は著しいものであらねばならぬ。近世日本の曉鐘と言へる。

使節後記に述べられたる使節等の關白秀吉への謁見、ワリニヤーニ師の前記三侯家訪問の如き、國史研究者の知らねばならぬ事であらうも、更に四使節等の後半世の節と切支丹の終末とを考へる事は更に心惹くものがあらう。

近世日本が世界史の舞臺にフツトライトを浴びた花やかな姿を、劇的昂奮と、清朗なる情感の中に理解する事を得るを悅ばねばならぬ。(四六版、五・五〇、東京岩波書店)〔寺尾〕

●律令の研究　瀧川政次郎著

著者は嘗て日本法制史、同社會史、歴史と社會組織の諸篇を發表して種々論題を提供された。今本書に接する時、其等の華々しさを記憶する者には奇異の感をなす程異る方面の研究を積んでをられる。地味な然し充實した基礎工事にも比すべきこの勞作は對象の無味なるべきに拘らず讀者を強く惹きつける。これは本書が諸論文を明確なる方針によつて整理したものであるため各節獨立の內容を有ち然も全體として一系列をなすてふ構造からも來てゐよう。內容は總說第一編本邦律令の沿革、第二編日唐律令の比較研究、第三編新古律令の比較研究、第四編律令逸文の研究及び附錄として第一律令の柄鑿、第二

九條家延喜式紙背の律斷簡、第三西域出土の唐律斷片、第四燉煌出開元律疏殘篇、第五急々如律令の諸篇より成り、此等は三章を除いて大正十二年七月以降の勞作を內容としてゐる。論文集として各章に充實する特色を有ちそれを全體的に整序して讀み易からしめた用意に謝意を表したい。

第一篇は律令の概念に就いて、律令の原義、語義、格式との關係等の根本概念を吟味し、近江律令以下删定律令及び令格に至る律令編纂史の簡明なる敍述である。著者は本編を以て後の三、四編の研究の意義の理解への補助とされるが、一般讀者は史料集なる後の二篇よりも本編に興味を感じるであらう。上述諸問題に就いてよく先人の說をあげて批判し、自己の見解を明らかにしてゐるが、各章節を立て丶簡明なる記述法は自ら讀者の心をとらへ自然律令制定史についての概念を得しめる。博捜された史料の自由なる驅使にも此方面に於ける著者の造詣を思はせる。手堅い研究の成果である故に斯く要領よく整序されたのでもあらう。尙全體として漢籍による比較

研究に力をそ丶がれてゐる事は律令研究上當然の事ではあるが著者の努力に注意される。第二編は西域出土の唐職官令斷片と日本令の精密なる比較研究及び唐禮（開元禮）と日本令の關係に就いてゞあるが、律令研究上最も重大問題をふくむ斯る方面の基礎づけに多く負ふ所があらう。殊に唐禮が我が令に於いて多く取容れられある事を指摘して古代法上の重大な問題を提出してゐる。此は問題として議せられねばならない。第三篇は第一章新古律の比較に於て嘗て故三浦博士との論戰を集めた外、新古令の比較は令集解、續紀等によつて大寶養老二令の異文を集成せるもの、第四編律令逸文の研究と共に最も基礎的の勞作である。斯かる事に力を致して學界に寄與さる丶所多きは永く記憶さるべきであらう。尙斯樣の博捜によつて成された上記諸論文の考證が多く明確さを有つ事も首肯せられる。尙著者は格式の研究をも發表さる丶用意ありと聞く。彌々健鬪を祈り、先づ學界に寄與する所多き本書を一般に紹介して蕪辭を綴る。（藤）